皇室事項

御弔電

天皇陛下は、マルタ国元大統領ヴィンセント・タボーネ逝去につき、四月十六日同国大統領閣下へ御弔電を発せられた。

御祝電及び御答電

天皇誕生日に際し、次の各国元首等から御祝電を寄せられ、これに対しそれぞれ御答電を発せられた。

ガボン国大統領閣下
オーストラリア国総督閣下
東ティモール国大統領閣下
オーストリア国大統領閣下
ミクロネシア国大統領閣下
イスラエル国大統領閣下
南アフリカ共和国大統領閣下
カナダ国総督閣下
レバノン国大統領閣下
モルディブ国大統領閣下
メキシコ国大統領閣下
パナマ国大統領閣下
インドネシア国大統領閣下
ガーナ国大統領閣下
アゼルバイジャン国大統領閣下
ミャンマー国大統領閣下
ボスニア・ヘルツェゴビナ国大統領評議会議長閣下
ベルギー国国王陛下
カンボジア国国王陛下
アイルランド国大統領閣下
ローマ法王台下
スリランカ国大統領閣下
サウジアラビア二聖モスクの守護者国王
インド国大統領閣下
ドミニカ共和国大統領閣下
モザンビーク国大統領閣下
スウェーデン国国王陛下
キューバ国国家評議会兼閣僚評議会議長閣下
中華人民共和国主席閣下
ブルガリア国大統領閣下
ドイツ国大統領閣下
シンガポール国大統領閣下
バングラデシュ国大統領閣下
オランダ国女王陛下
アメリカ合衆国大統領閣下
ラオス国国家主席閣下
バーレーン国国王陛下
ポルトガル国大統領閣下
タジキスタン国大統領閣下
ノルウェー国国王王妃両陛下
フィンランド国大統領閣下
ルーマニア国大統領閣下
アラブ首長国連邦大統領ハリーファ殿下
アフガニスタン国大統領閣下
ペルー国大統領閣下
ブルキナファソ国大統領閣下
ポーランド国大統領閣下
タイ国国王陛下
クロアチア国大統領閣下
ジブチ国大統領閣下
エジプト国国軍最高会議議長閣下
モンゴル国大統領閣下
ベトナム国主席閣下
オマーン国国王陛下
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国大統領閣下
ロシア国大統領閣下
カタール国首長殿下
フランス国大統領閣下
スロベニア国大統領閣下
イエメン国大統領閣下
パラグアイ国大統領閣下
パキスタン国大統領閣下
ウズベキスタン国大統領閣下
ネパール国大統領閣下
ヨルダン国国王陛下
サンマリノ国執政閣下
モーリタニア国大統領閣下
スロバキア国大統領閣下
カザフスタン国大統領閣下
クウェート国首長殿下
スペイン国国王王妃両陛下
イタリア国大統領閣下
ハンガリー国大統領閣下
イラク国大統領閣下
ウクライナ国大統領閣下
モロッコ国国王陛下
ブルネイ国国王陛下
キルギス国大統領閣下
チェコ国大統領閣下
アルバニア国大統領閣下
ウルグアイ国大統領閣下
アルジェリア国大統領閣下
チュニジア国大統領閣下
コロンビア国大統領閣下
セーシェル国大統領閣下
モルドバ国大統領代行閣下
セネガル国大統領閣下
マルタ国大統領閣下
フィリピン国大統領閣下
トーゴ国大統領閣下
スリナム国大統領閣下
エストニア国大統領閣下
モンテネグロ国大統領閣下
ルクセンブルク国大公同妃両殿下
サントメ・プリンシペ国大統領閣下
アルメニア国大統領閣下
ラトビア国大統領閣下
セルビア国大統領閣下
キプロス国大統領閣下
マレーシア国国王陛下
グルジア国大統領閣下
ブルンジ国大統領閣下

官庁報告

官庁事項

船舶局無線従事者証明の申請者に対する訓練の実施

電波法（昭和25年法律第131号）第48条の２第２項第１号の訓練の実施について、無線従事者規則（平成２年郵政省令第18号）第60条第２項の規定により、次のとおり公示する。

平成24年４月18日　総務大臣　川端　達夫

1　訓練の実施期日及び時間　平成24年７月３日（火）から同月５日（木）までの３日間、毎日午前９時から午後４時まで

2　訓練の実施場所　〒185－8795 東京都国分寺市泉町２－11－16　総務省情報通信政策研究所

3　申請書（訓練を受けることとなる者の船舶局無線従事者証明の申請書をいう。以下同じ。）の受付期間及び来庁時の受付時間

(1)　受付期間　平成24年４月19日（木）から同年５月18日（金）まで。

なお、郵送により申請書を提出する場合は、平成24年５月18日（金）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

(2)　来庁時の受付時間　午前８時30分から午後５時15分まで（午後０時から午後１時までを除く。）。

なお、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

4　申請書の提出先　申請書は、合格した無線従事者国家試験の受験地等を管轄する次の総合通信局又は沖縄総合通信事務所へ提出すること。

提出先	所在地
北海道総合通信局	〒060－8795 北海道札幌市北区北８条西２－１－１ 札幌第１合同庁舎
東北総合通信局	〒980－8795 宮城県仙台市青葉区本町３－２－23 仙台第２合同庁舎
関東総合通信局	〒102－8795 東京都千代田区九段南１－２－１ 九段第３合同庁舎
信越総合通信局	〒380－8795 長野県長野市旭町1108 長野第１合同庁舎
北陸総合通信局	〒920－8795 石川県金沢市広坂２－２－60 金沢広坂合同庁舎６Ｆ
東海総合通信局	〒461－8795 愛知県名古屋市東区白壁１－15－１ 名古屋合同庁舎第３号館
近畿総合通信局	〒540－8795 大阪府大阪市中央区大手前１－５－44 大阪合同庁舎第１号館４Ｆ
中国総合通信局	〒730－8795 広島県広島市中区東白島町19－36
四国総合通信局	〒790－8795 愛媛県松山市宮田町８－５ 日本郵政グループ松山ビル６Ｆ